

朝倉市立地適正化計画に係る届出制度の手引き

令和6年 4 月

朝倉市

朝倉市立地適正化計画の係る届出制度の手引き

目次

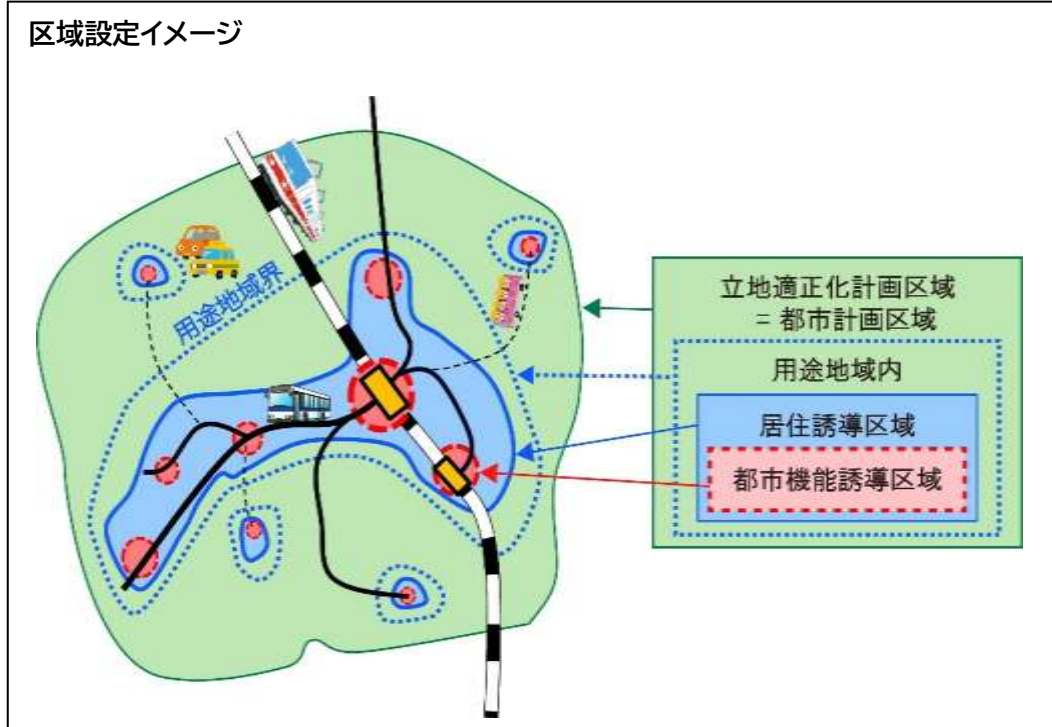
1 立地適正化計画について	
1-1 立地適正化計画とは.....	1
1-2 届出制度とは.....	2
1-3 届出制度の目的	2
1-4 留意事項.....	2
2 誘導施設の開発・建築等における届出及び休止・廃止届 (都市再生特別措置法第 108 条)	
2-1 届出の対象区域	3
2-2 届出の対象となる行為.....	3
2-3 届出を要しない行為	4
2-4 誘導施設(届出の対象となる施設)および定義.....	4
2-5 届出の留意点	6
2-6 届出の書類等	7
2-7 都市機能誘導区域.....	8
3 住宅の開発・建築等における届出(都市再生特別措置法第 88 条)	
3-1 届出の対象区域	11
3-2 届出の対象となる行為.....	11
3-3 届出を要しない行為	12
3-4 届出の留意点	12
3-5 届出の書類等	13
3-6 居住誘導区域	14
4 根拠法令(都市再生特別措置法等)	
4-1 誘導施設の開発・建築等に係る届出等の根拠法令.....	16
4-2 住宅の開発・建築等に係る届出等の根拠法令.....	18
5 届出書様式の記入例.....	20
別記様式集.....	27

1 立地適正化計画について

1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、2014 年(平成 26 年)の都市再生特別措置法の一部改正により創設された制度であり、人口減少、高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能な都市を実現するため、居住や都市機能誘導、公共交通の充実を目指す包括的な計画です。

立地適正化計画では、居住や都市機能の誘導を図る区域を記載する他、基本的な方針、計画の目標値等を定めます。



出典:国土交通省資料

1-2 届出制度とは

朝倉市では 2024 年(令和6年)4月1日に立地適正化計画を策定したことから、都市再生特別措置法第 108 条、第 88 条の規定により、以下の行為を行おうとする者は、行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要となります。

- 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する場合
- 都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合
- 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止または廃止する場合

1-3 届出制度の目的

都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向や居住誘導区域外における開発行為等の動きを把握し、持続可能なまちづくりを目指すため、今後の誘導施策の検討に役立てるものです。

1-4 留意事項

①届出を怠った場合の措置

必要な届出をしていない場合は、朝倉市が届出を求めることがあります。

② 届出に対する法的措置(罰則)

届出をしないで、又は虚偽の届け出をして開発行為を行った場合は、30 万円以下の罰金に処せられることがあります(都市再生特別措置法第 130 条)。

③ 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は「宅地建物取引業法第 35 条重要事項の説明等」の対象となります。

2 誘導施設の開発・建築等における届出及び休止・廃止届 (都市再生特別措置法第 108 条)

2-1 届出の対象区域

■施設の新設・改築・用途変更について

都市機能誘導区域~~外~~が対象区域となります。

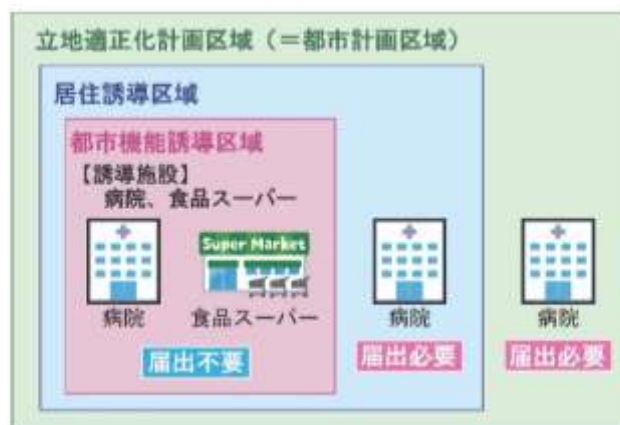
■施設の休廃止について

都市機能誘導区域~~内~~が対象区域となります。

2-2 届出の対象となる行為

■施設の新設・改築・用途変更に対して届出対象となるもの

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



■施設の休廃止に対して届出対象となるもの

誘導施設の 休廃止	誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合
--------------	------------------------



2-3 届出を要しない行為

仮設の誘導施設を建築目的とする開発行為、建築等行為（新築、用途変更等）については、届出の必要はありません（都市再生特別措置法施行令第44条）。

2-4 誘導施設（届出の対象となる施設）および定義

区分	都市機能の内容	定義
行政機能	市庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する市役所
介護 福祉機能	保健福祉センター	地域保健法第18条に規定する施設
	在宅系介護施設 （デイサービス等）	・介護保険法第8条第1項の居宅サービスに規定する施設 ・介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスに規定する施設 ・介護保険法第115条の46に規定する施設
子育て 機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
	幼稚園	学校教育法第22条に規定する施設
商業機能	食品スーパー等 （地域型商業施設）	店舗面積が1,000㎡以上の商業施設（生鮮品、日用品を取り扱う施設及び飲食業、その他サービス業を営む施設）
	ドラッグストア	化粧品・洗剤・雑誌などの販売店を兼ねた薬屋
医療機能	病院 （総合的な医療サービス）	医療法第1条の5第1項に規定する病院
	診療所（日常的な診療）	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
金融機能	銀行・農協・信用金庫 （決済や融資等の窓口）	銀行：銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く） 農協：農林中央金庫法に基づく農林中央金庫（民間金融機関） 信用金庫：信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会
	郵便局 （日々の引き出し、預入）	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局

区分	都市機能の内容	定義
教育・ 文化機能	文化ホール	演劇・音楽会などの催しや集会などを行う施設
	図書館	図書館法第 2 条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館
	博物館	博物館法第 2 条に規定する施設
交流機能	コミュニティセンター等	市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設で、市が設置するもの

2-5 届出の留意点

開発区域が都市機能誘導区域の境界にまたがる場合

整備の場合:開発区域全体が都市機能誘導区域外となる場合のみ届出が必要です。

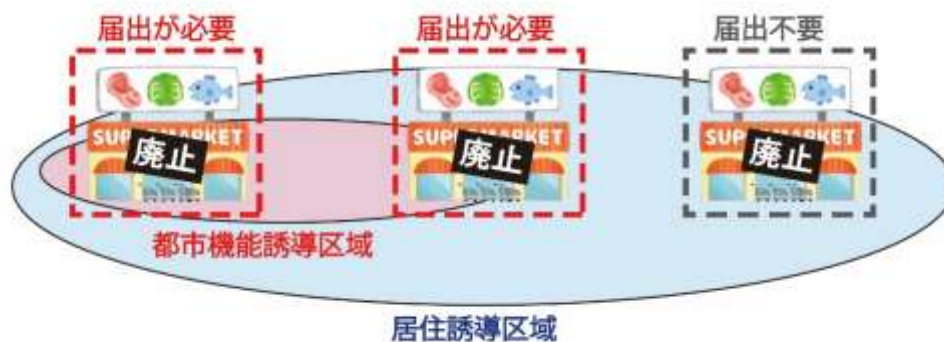
開発区域の一部が都市機能誘導区域外の場合は届出の必要はありません。

【都市機能誘導区域の境界にまたがる場合での届出の必要性(施設立地)】



休廃止の場合:開発区域全体が都市機能誘導区域外となる場合のみ届出の必要はありません。

【都市機能誘導区域の境界にまたがる場合での届出の必要性(施設立地)】



2-6 届出の書類等

届出は、以下の区分により届出様式に添付書類を添えて提出してください。

区分	【提出書類】
開発行為	・届出書(別記様式第 18)⇒記入例は P20 参照 ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面 (開発区域位置図) ※縮尺 1/1,000 以上 ・設計図 (土地利用計画図または造成計画平面図) ※縮尺 1/100 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図または丈量図)
建築等行為	・届出書(別記様式第 19)⇒記入例は P21 参照 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (建物配置図) ※縮尺 1/100 以上 ・2 面以上の立面図 ※縮尺 1/50 以上 ・各階平面図 ※縮尺 1/50 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面 (位置図、求積図または丈量図)
届け出内容の変更	・届出書(別記様式第 20)⇒記入例は P22 参照 ・変更となる図面等
休止・廃止	・届出書(別記様式第 21)⇒記入例は P23 参照

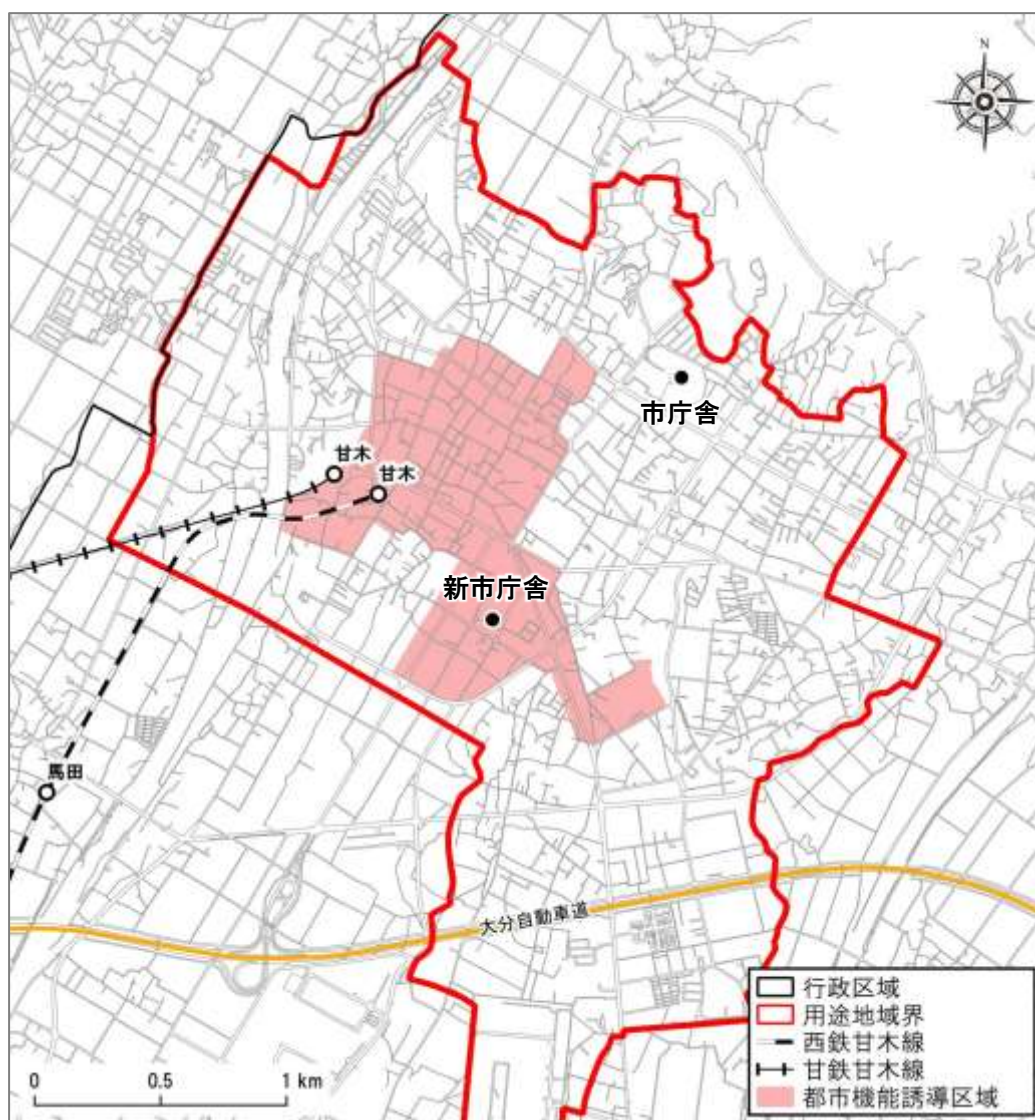
※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

※届出に係る事項に変更が生じた場合

届出に係る事項(添付図書の内容を含む)に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。

※誘導施設の休止・廃止制度についても、誘導施設を休止・廃止しようとする 30 日前までに届出が必要となります。

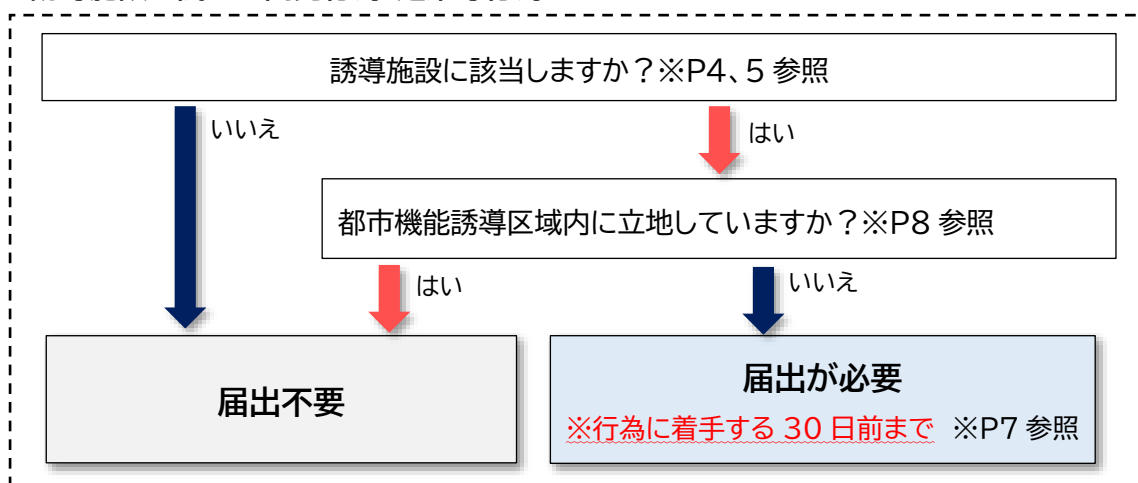
2-7 都市機能誘導区域



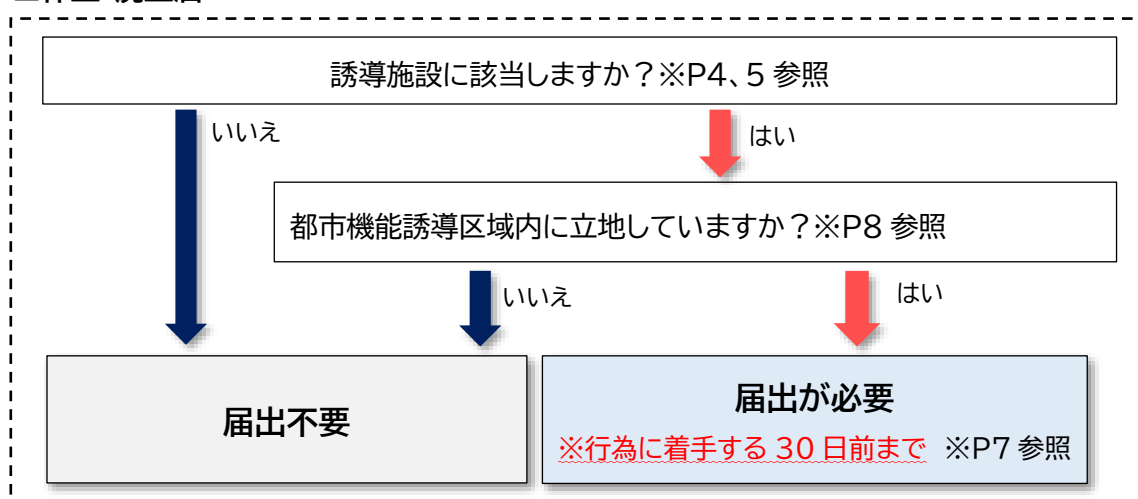
※詳細な区域は都市政策課でご確認ください。

【届出申請の流れ】

■誘導施設に関わる開発行為・建築等行為



■休止・廃止届



■届出の要否の確認

届出の要否については、以下のとおりです。

①行為の場所 ②行為の内容			都市機能 誘導区域内	都市機能 誘導区域外 (居住誘導区域内)	居住誘導 区域外
誘導施設 ※	開発行為	誘導施設を有する建築物の 建築を目的とする開発行為	不要	必要 ※P7 参照	必要 ※P7 参照
	建築等行為	誘導施設を有する建築物を 新築しようとする場合			
		建築物を改築し、または建築物の 用途を変更して誘導施設 を有する建築物とする場合			
	休廃止	誘導施設を休止または廃止する 場合	必要 ※P7 参照	不要	不要

※「誘導施設」とは、都市機能誘導区域への機能集積を図る施設をいいます。(P4 参照)

3 住宅の開発・建築等における届出

(都市再生特別措置法第 88 条)

3-1 届出の対象区域

居住誘導区域外が対象区域となります。

3-2 届出の対象となる行為

開発行為	①3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ②1 戸または 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの
------	---

【届出の対象行為イメージ】



建築等行為	①3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合
-------	---

【届出の対象行為イメージ】



3-3 届出を要しない行為

下記の建築を目的とする開発、建築等行為（新築、用途変更等）については、届出の必要はありません（都市再生特別措置法施行令第34条）。

- ・仮設の住宅
- ・農林漁業を営む者の用に供するもの

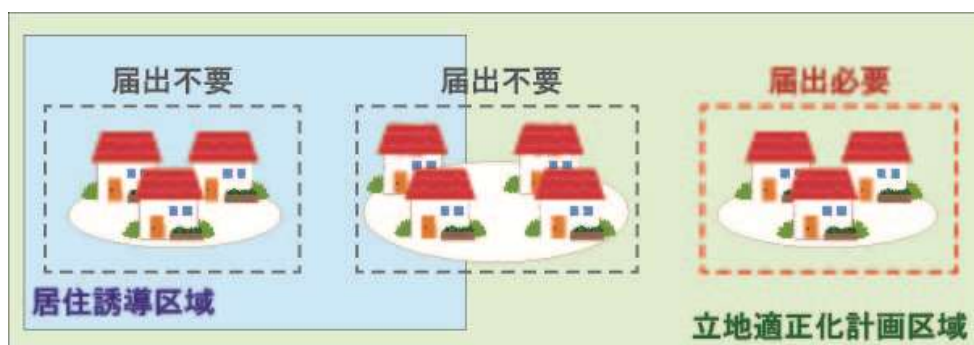
3-4 届出の留意点

開発区域全体が、居住誘導区域外となる場合は届出が必要です。開発区域の一部が居住誘導区域の場合には、届出要件を満たしているか否かで判断をすることとなります。

【居住誘導区域の境界にまたがる場合での届出の必要性】

開発区域に居住誘導区域の境界がまたがる場合

開発区域全体が、居住誘導区域外となる場合のみ届出が必要です。開発区域の一部が居住誘導区域の場合には、届出の必要がありません。



3-5 届出の書類等

届出は以下の区分により所定の届出様式に添付様式に添付書類を添えて提出してください。

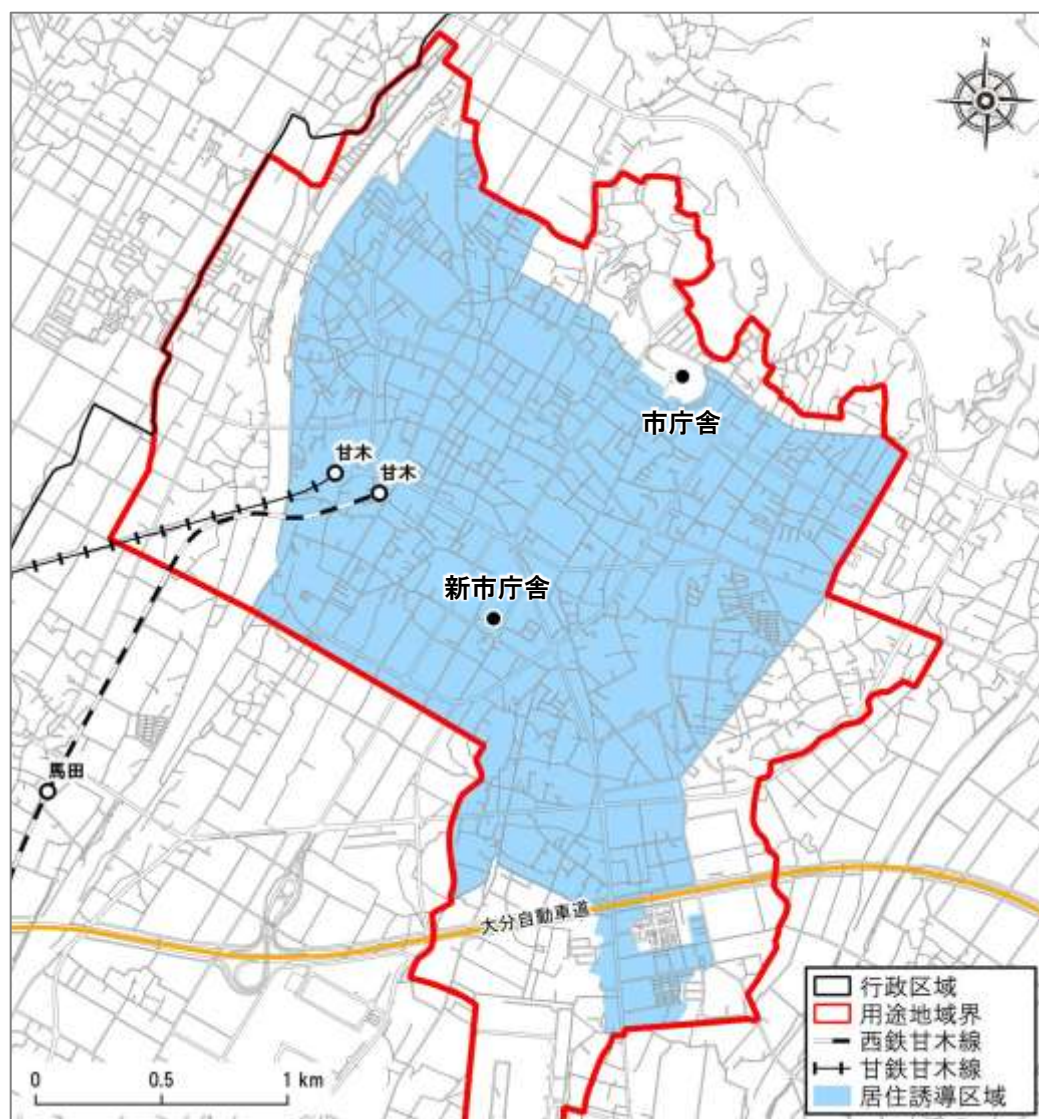
区分	【提出書類】
開発行為	・届出書(別記様式第 10)⇒記入例は P24 参照 ・当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面(開発区域位置図) ※縮尺 1/1,000 以上 ・設計図(土地利用計画図または造成計画平面図)※縮尺 1/100 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(求積図または丈量図)
建築等行為	・届出書(別記様式第 11)⇒記入例は P25 参照 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(建物配置図) ※縮尺 1/100 以上 ・2 面以上の立面図 ※縮尺 1/50 以上 ・各階平面図 ※縮尺 1/50 以上 ・その他参考となる事項を記載した図面(位置図、求積図または丈量図)
届け出内容の変更	・届出書(別記様式第 12)⇒記入例は P26 参照 ・変更となる図面等

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

※届出に係る事項に変更が生じた場合

届出に係る事項(添付図書の内容を含む)に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。

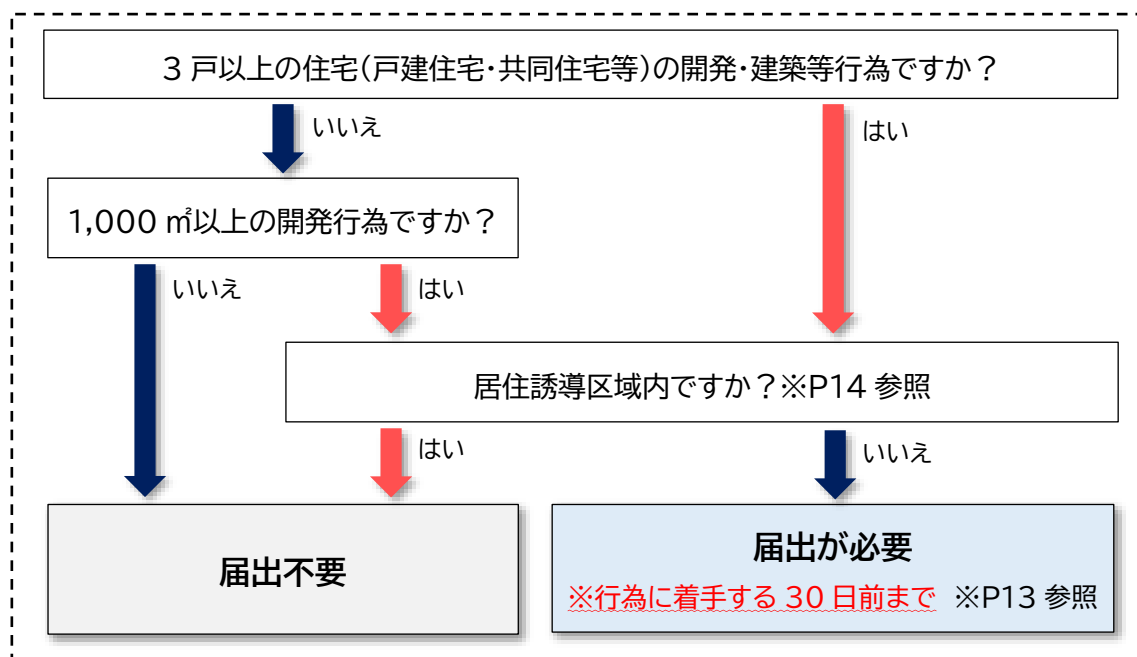
3-6 居住誘導区域



※詳細な区域は都市政策課でご確認ください。

【届出申請の流れ】

■住宅に関わる開発行為・建築等行為



■届出の要否の確認

届出の要否については、以下のとおりです。

①行為の場所		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外 (居住誘導区域内)	居住誘導区域外	
②行為の内容					
住宅 ※	開発行為	<u>3 戸以上の住宅</u> を新築しようとする場合	不要	不要	必要 ※P11 参照
		<u>1 戸または 2 戸の住宅</u> の建築を目的とする開発行為で <u>規模が 1,000 m²以上</u> のもの			
	建築等行為	<u>3 戸以上の住宅</u> を新築しようとする場合			
		建築物を <u>改築</u> し、または建築物の <u>用途を変更</u> して <u>3 戸以上</u> の住宅とする場合			

※「住宅」とは戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物をいいます。

4 根拠法令（都市再生特別措置法等）

以下の根拠法令等(条文抜粋)は、2023 年(令和 5 年)1 月時点のもので、それ以降に改正された法令等については、反映されていません。必ず、最新の法令等の確認をお願いします。

4-1 誘導施設の開発・建築等に係る届出等の根拠法令

(1)都市再生特別措置法(抜粋)

第四款 建築等の届出等

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者(当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。)は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得について、のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五款 休廃止の届出等

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(2)都市再生特別措置法施行令(抜粋)

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第四十四条 法第百八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

(3)都市再生特別措置法施行規則(抜粋)

(建築等の届出)

第五十二条 法第百八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十八
 - 二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合 別記様式第十九
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
 - 二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの
 - 三 その他参考となるべき事項を記載した図書

4-2 住宅の開発・建築等に係る届出等の根拠法令

(1) 都市再生特別措置法(抜粋)

第二款 建築等の届出等

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの(以下この条において「住宅等」という。)の建築の用に供する目的で行うもの(政令で定める戸数未滿の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。)又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為(当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。)を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村長は、第三項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者(建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域その他政令で定める区域に係る第一項又は第二項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る行為を業として行うものに限る。)がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(2)都市再生特別措置法施行令(抜粋)

(建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件)

第三十三条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第三十四条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の住宅等の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

(3)都市再生特別措置法施行規則(抜粋)

(建築等の届出)

第三十五条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十
- 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合 別記様式第十一

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
- 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの
- 三 その他参考となるべき事項を記載した図書

5 届出書様式の記入例

様式第 18(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係) 記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

朝倉市長 様

行為等に着手する
30 日前までに提出

・提出者が個人の場合は、住所、氏名を記載。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記載。
※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載。(行の追加や別紙も可)

〒 838-〇〇〇〇

届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇〇 m ²
	3 建築物の用途	商業施設(食品スーパー) ※店舗面積 1,000 m ² 以上
	4 工事の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	店舗面積 : 〇〇m ²

誘導施設であることが分かるように記載

商業施設(スーパー、ドラッグストア)については、店舗面積も記載

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

提出責任者 〇〇 〇〇

届出内容に関する問い合わせ先を記載

様式第 19(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係) 記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 ☐ 誘導施設を有する建築物の新築 ☒ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 朝倉市長 様 〒 838-〇〇〇〇 届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇 株式会社〇〇〇 氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	住所：朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：宅地 〇〇 m²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	診療所（整形外科） ※医療法第 1 条の 5 に定める診療所
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	診療所（内科） ※医療法第 1 条の 5 に定める診療所
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
注 1 2	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。
届出代理人	住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇〇-〇〇〇〇 氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 提出責任者 〇〇 〇〇

様式第 20(都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係) 記入例

行為の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 朝倉市長 様 〒 838-〇〇〇〇 届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇 株式会社〇〇〇 氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。	
1 当初の届出年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
2 変更の内容	商業施設（ドラッグストア）床面積の変更 【変更前】 〇〇㎡ 【変更後】 〇〇㎡ ※食料品の取扱いに変更なし
3 変更部分に係る行為の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4 変更部分に係る行為の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
3	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。
届出代理人	住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
提出責任者	〇〇 〇〇

様式第 21(都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係) 記入例

誘導施設の休廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日		朝倉市長 様		〒 838-〇〇〇〇		届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		株式会社〇〇〇		氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
										・提出者が個人の場合は、住所、氏名を記載。 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記載。 ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載。(行の追加や別紙も可)	
都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止) ・ 廃止) について、下記により届け出ます。											
1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地				名 称 : 〇〇スーパー							
				用 途 : 食品スーパー							
				所在地 : 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							
2 休止 (廃止) しようとする年月日				令和〇〇年〇〇月〇〇日							
3 休止しようとする場合にあっては、その期間				令和〇〇年〇〇月〇〇日まで							
4 休止 (廃止) に伴う措置				(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途 食品スーパー							
				(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項 建物はそのまま、取り壊し (敷地売却) 等							
注 1		届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。									
2		4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。									
届出代理人		住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									
		法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇									
		氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇									
		提出責任者 〇〇 〇〇									

様式第 10(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係) 記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

行為等に着手する
30 日前までに提出

朝倉市長 様

〒 838-〇〇〇〇

届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

・提出者が個人の場合は、住所、氏名を記載。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記載。
※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載。
(行の追加や別紙も可)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇〇 m ²
	3 住宅等の用途	住宅等の用途： 戸建て住宅 戸数： 〇 戸
	4 工事の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。	

届出代理人 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

届出内容に関する問い合わせ先を記載

提出責任者 〇〇 〇〇

様式第 11(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係) 記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

■ 住宅等の新築

☐ 建築物を改築して住宅等とする行為

☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

令和〇〇年〇〇月〇〇日

朝倉市長 様

〒 838-〇〇〇〇

届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

いずれかを選択

について、下記により届け出ます。

・提出者が個人の場合は、住所、氏名を記載。

・届出者が法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記載。

※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載。(行の追加や別紙も可)

行為等に着手する 30 日前までに提出

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	住所：朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：宅地 〇〇 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	住宅等の用途：共同住宅（アパート） 戸数：〇 戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	建築物の用途：〇〇 戸数：〇 戸
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 工事の完了予定年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

着手・完了予定日等を記載

届出代理人 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

提出責任者 〇〇 〇〇

届出内容に関する問い合わせ先を記載

様式第 12(都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係) 記入例

行為の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 朝倉市長 様 〒 838-〇〇〇〇 届出者 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇 氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。	
1 当初の届出年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
2 変更の内容	住宅等の用途、戸数の変更 【変更前】戸建住宅〇戸 【変更後】共同住宅（アパート）〇戸 工事着手予定日の変更 【変更前】令和 〇年〇〇月〇〇日 【変更後】令和 〇年〇〇月〇〇日
3 変更部分に係る行為の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
3	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人 住 所 朝倉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法 人 名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 0946-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

提出責任者 〇〇 〇〇

・提出者が個人の場合は、住所、氏名を記載。
 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記載。
 ※複数の個人・法人で行う場合は、それぞれについて記載。
 (行の追加や別紙も可)

行為等に着手する
30 日前までに提出

届出内容に関する問い合わせ先を記載

別記様式集

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

朝倉市長 様

〒

届出者 住 所

氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。	

届出代理人 住 所

法 人 名

電話番号

氏 名

提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 ☐ 誘導施設を有する建築物の新築 ☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 朝倉市長 様 〒 届出者 住 所 氏 名	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	住所： 地目： m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 年 月 日 工事の完了予定年月日： 年 月 日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人	住 所
	法 人 名 電話番号
	氏 名
	提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日 朝倉市長 様 〒 届出者 住 所 氏 名 都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により 届け出ます。	
1 当初の届出年月日	年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定年月日	年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定年月日	年 月 日
注 1	届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
3	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人 住 所

法 人 名

電話番号

氏 名

提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日 朝倉市長 様 〒 届出者 住 所 氏 名 都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（ 休止 ・ 廃止 ） について、下記により届け出ます。	
1 休止（廃止）しようとする誘導施設の 名称、用途及び所在地	名 称：
	用 途：
	所在地：
2 休止（廃止）しようとする年月日	年 月 日
3 休止しようとする場合にあっては、 その期間	年 月 日まで
4 休止（廃止）に伴う措置	（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
	（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	4（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出代理人	住 所
	法 人 名 電話番号
	氏 名
	提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

朝倉市長 様

〒

届出者 住 所

氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 住宅等の用途	住宅等の用途： 戸数：戸
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。	

届出代理人 住 所

法 人 名 電話番号

氏 名

提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 ☐ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 年 月 日 朝倉市長 様 〒 届出者 住 所 氏 名	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	住所： 地目： m²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	住宅等の用途： 戸数： 戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	建築物の用途： 戸数： 戸
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 年 月 日 工事の完了予定年月日： 年 月 日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人 住 所

法 人 名

電話番号

氏 名

提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日 朝倉市長 様 〒 届出者 住 所 氏 名 都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により 届け出ます。	
1 当初の届出年月日	年 月 日
2 変更の内容	
3 変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
注 1	届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2	変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
3	この届出の内容に変更が生じた場合は、都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、変更届け出を行うこと。

届出代理人 住 所

法 人 名

電話番号

氏 名

提出責任者

※ 提出される際は朝倉市ホームページに掲載もしくは都市政策課で配布している様式をご利用ください

お問い合わせ先

発 行:朝倉市役所 都市政策課

住 所:〒838-8601

福岡県朝倉市菩提寺412番地2

電 話:0946-22-1111

F A X:0946-22-1118

Email:toshi-kanri@city.asakura.lg.jp